平成２１年（フ）第５０６号
大分県別府市大字北石垣814番地の１
債務者　藤原　和香
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５３８号
大分市大字羽田72番地の１
債務者　首藤　初音
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４４５号
宮崎市大字恒久1494番地10
債務者　鈴木　裕子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２０１号
宮崎県都城市志比田町5175番地１　福島貸屋東棟
債務者　吉元　勇人
１　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２０３号
宮崎県都城市甲斐元町14街区40号
債務者　小橋　長美（旧姓塩入ヶ谷）
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第４９６号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目44番32号
債務者　平井　謙一
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５４５号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目30番10―105号
債務者　積　　信一
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
鹿児島県大島郡知名町大字住吉2464番地
債務者　中山マサエ
１　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１４９号
鹿児島県肝属郡東串良町川西1654番地　川西団地４号
債務者　小村まり子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
沖縄県豊見城市字平良132番地８　光陽マンション203号
債務者　福永　敬久
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３３号
北海道虻田郡倶知安町北４条東５丁目１番地10　古屋アパート２階
債務者　佐々木とよ子
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第３２１号
福井市三郎丸町第24号９番地５
債務者　アイセンこと　岩見　聖次
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
長野県上田市上田2026番地５―106号
債務者　竹内　弘行
１　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１８５号
長野県千曲市大字戸倉631番地１　ディアス柏王A101、前住所長野県千曲市大字桜堂463番地２
債務者　松井　容子（旧姓酒井）
１　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３０７号
兵庫県宝塚市鹿塩１―９―24―103、住民票上の住所兵庫県西宮市上ケ原五番町１番63号
債務者　平野　博史
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３３６号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番18―404号
債務者　大橋　祐子（旧姓前田）
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第８９号
兵庫県たつの市御津町苅屋1290番地10
債務者　安達　孝行
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第２９４号
山口県下関市綾羅木新町１丁目６番７号
債務者　山田　隆子（旧姓片桐）
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係